

# サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の取扱いについて

サービス付き高齢者向け住宅は老人福祉法第29条第1項（※）に規定する有料老人ホームに該当する場合は、**老人福祉法に基づく届出の有無にかかわらず、建築基準法上の用途も有料老人ホームとなります。**

※老人福祉法第29条第1項

老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事又は健康管理等（以下「介護等」という））の供与をする事業を行う施設

有料老人ホームは、共同住宅や寄宿舎とは建築物に関する規制の内容が異なるため、建築確認申請を提出する前には、有料老人ホームへの該当、非該当について慎重に確かめてください。また、現在有料老人ホームを運営されている方は建築基準法への適合を再度確認ください。

## ＜建築基準法の用途の判断＞

建築基準法の用途は、下表を基本として判断します。ご不明な点は建築指導課へお尋ねください。

『』内は、建築基準法の用途を示す。

各専用部分における 便所・洗面所・台所の設備		すべてある	左記以外
有料老人ホーム (老人福祉法第29条第1項の施設※1)		『有料老人ホーム』	
※2	該当する	該当しない	『共同住宅』
			『寄宿舎』

※1 「サービス付き高齢者向け住宅」で老人福祉法第29条第1項に規定する事業を行う施設を含みます。  
(老人福祉法に基づく届出の有無は関係ありません。)

※2 該当の可否については、「老人福祉法」を所管する部署においてご確認ください。

## ＜登録の際の留意事項＞

登録の際に添付する確認済証の写し以外に用途等を確認するため建築確認申請書（第1面から第5面）の写しの提出をお願いする場合があります。

**登録申請書と建築確認済証の整合性が図られていない場合は登録ができません**のでご注意ください。